

平成26年度第2回滝沢市国民健康保険運営協議会議事録

- 1 会議名 平成26年度第2回滝沢市国民健康保険運営協議会
- 2 日時 平成26年11月21日(金)午後1時00分から午後1時30分
- 3 場所 滝沢市役所(2階)201会議室
- 4 出席者

(1) 運営協議会

会長 赤坂 俊一
委員 櫻小路 昭男
委員 栃内 秀彦
委員 南館 祐二
委員 大橋 正和
委員 川邊 美恵子
委員 熊谷 トシ子
委員 上野 美智子
委員 中館 綾子
委員 佐々木 誠

(2) 事務局

滝沢市長 柳村 典秀
健康福祉部長 主浜 照風
保険年金課長 佐々木 由利子
税務課長 川村 栄雄
収納課長 井上 裕司
保険年金課総括主査 熊谷 浩二

5 傍聴人

なし

6 議事

会長が議長となり議事を進める。

(1) 議事録署名人の指名について

議長 議事録署名人につきましては、いかがいたしますか。

委員 事務局の案はありますか。

議長 事務局の案がありましたならお願いします。

事務局 南館委員と上野委員に、本日の議事録署名人をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長 事務局より、南館委員、上野委員をお願いしたいとのことですが、よろしいでしょうか。

委員 (異議なし)

議長 それでは、そのようにいたします。

(2) 諮問事項の審議

議長 諮問第1号「平成26年度滝沢市国民健康保険特別会補正予算(第4号)について」を題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 説明の前に、資料1の左下に記載しておりますが、今回の協議会開催通知後に人勸に伴います人件費の補正予算が11月27日開催の議会で審議されることが決まりました関係で、諮問いたします補正予算の号数が第4号となったことと、第3号につきましては、人件費のみの補正でありますことから、次回開催の協議会に報告いたしますことと、資料にあります補正後の予算現額につきましては第3号の補正予算額が確定しておりませんことから、参考の金額でありますことをご了承願います。

それでは、諮問第1号「平成26年度滝沢市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について」を説明いたします。

（資料1に基づき保険年金課長が説明を行う）

議長 ただいまの説明について、ご意見、ご質問がございませんでしょうか。

委員 （なし）

議長 無いようですので、諮問第1号「平成26年度滝沢市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について」は、異議無いものとして答申することとしてよろしいでしょうか。

委員 （異議なし）

議長 それでは、諮問第1号「平成26年度滝沢市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について」は、異議無いものとして答申いたします。

議長 次に、諮問第2号「滝沢市国民健康保険条例の一部改正について」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 諮問第2号「滝沢市国民健康保険条例の一部改正について」を説明いたします。

（資料2に基づき保険年金課長が説明を行う）

議長 ただいまの説明について、ご意見、ご質問がございませんでしょうか。

委員 今回の条例改正に伴い補正予算の必要はありますか。

事務局 出産育児一時金につきましては、今回の改正による1件当たりの支給額には変更はありませんので、件数を考慮しても現状では予算への影響はないと考えております。また、葬祭費につきましても金額の変更はありませんので影響はないと考えております。

委員 資料2と資料3の関連はどのようになっているのですか。

事務局 資料2は出産育児一時金の支給について定めた条例の改正でありまして、資料3につきましては、産科医療保障制度に加入した場合の加算額を定めた規則の改正であります。

委員 葬祭費に関する条例改正について、厚生労働省の通知等に基づき定めていると思いますが、今回の改正以前の取り扱いはどのようになっていたのですか。

事務局 葬祭費に関する条例改正につきましては、見落としていたこともありまして、今回出産育児一時金に関連した改正に併せて改正を行うものですが、現在までに該当する事案はありませんでした。

委員 出産育児一時金について、条例の加算額は3万円となっており、規則の改正では加算額が1万6千円となっておりますが、この関係はどのようになっているのですか。

事務局 趣旨といたしましては、産科医療保障制度の掛け金に対応した加算金の上限を条例で3万円と規定し、その掛け金に変更された場合には規則の改正のみで対応しようとするものです。

議長 その他ございませんか。

委員 (なし)

議長 無いようですので、諮問第2号「滝沢市国民健康保険条例の一部改正について」は、異議無いものとして答申することとしてよろしいでしょうか。

委員 (異議なし)

議長 それでは、諮問第2号「滝沢市国民健康保険条例の一部改正について」は、異議無いものとして答申いたします。

7 報告

議長 次に、6の報告(1)について、事務局より説明を求めます。

事務局 「滝沢市国民健康保険条例施行規則の一部改正」について説明いたします。

(資料3について保険年金課長が説明を行う)

議長 ただいまの説明について、ご意見、ご質問がございませんでしょうか。

委員 (なし)

9 その他

議長 その他として何がございませんか。

委員 データヘルス計画について、健康保険組合では平成27年度から実施を予定し、12月中には計画を策定することで作業を進めています。市町村における進捗状況はどのようになっていますか。

事務局 データヘルス計画につきましては、現在医療費等の分析を行っておりまして、市におきましても平成26年度中の策定を目指しております。作業の進捗状況にもよりますが、できれば次回の協議会に計画の案をお示しできればよいと考えております。

委員 国への報告も今年度内に行うということですか。

事務局 できれば今年度中に行いたいと現在は考えております。

議長 その他、なにかございませんでしょうか。

委員 (なし)

議長 以上をもちまして本日の会議を終了いたします。

平成26年11月21日

この議事録は、書記が作成したものであるが、その内容が正確であることを認めここに署名捺印します。

会長

議事録署名人(委員)

議事録署名人(委員)

平成26年度第2回滝沢市国民健康保険運営協議会

資 料

- 1 平成26年度滝沢市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)案……資料1
(P1)
- 2 滝沢市民健康保険条例の一部を改正する条例(案)要綱……資料2
(P2～3)
- 3 滝沢市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則(案)要綱
……資料3
(P4～5)

平成26年度国民健康保険特別会計補正予算(第4号)案【歳入】

歳入予算科目	当初予算	6月補正	9月補正	12月補正	補正後 予算現額
1款 国民健康保険税	1,057,423,000	0	0	△ 15,529,000	1,041,894,000
1項 国民健康保険税	1,057,423,000	0	0	△ 15,529,000	1,041,894,000
1目 一般国民健康保険税	961,497,000	0	0	0	961,497,000
2目 退職被保険者等国民健康保険税	95,926,000	0	0	△ 15,529,000	80,397,000
2款 使用料及び手数料	801,000	0	0	0	801,000
1項 手数料	801,000	0	0	0	801,000
1目 登録手数料	1,000	0	0	0	1,000
2目 監督手数料(取)	800,000	0	0	0	800,000
3款 国庫支出金	1,171,258,000	0	1,571,000	292,000	1,173,121,000
1項 国庫負担金	865,347,000	0	△ 546,000	0	864,801,000
1目 国庫負担金	833,127,000	0	0	0	833,127,000
2目 高齢医療費共同事業負担金	24,950,000	0	△ 546,000	0	24,404,000
3目 特定医療診察等負担金	7,281,000	0	0	0	7,281,000
2項 国庫補助金	305,916,000	0	2,117,000	292,000	308,325,000
1目 財政調整交付金	805,916,000	0	2,117,000	292,000	808,325,000
1項 療養給付費交付金	440,592,000	0	0	0	440,592,000
1目 療養給付費交付金	440,592,000	0	0	0	440,592,000
2項 前期高齢者交付金	1,094,510,000	0	△ 492,000	0	1,094,018,000
1目 前期高齢者交付金	1,094,510,000	0	△ 492,000	0	1,094,018,000
2項 県支出金	313,530,000	0	4,280,000	0	317,810,000
1項 県負担金	32,215,000	0	△ 546,000	0	31,669,000
1目 高齢医療費共同事業負担金	24,950,000	0	△ 546,000	0	24,404,000
2目 特定医療診察等負担金	7,281,000	0	0	0	7,281,000
2項 国庫補助金	281,315,000	0	4,826,000	0	286,141,000
1目 共同事業交付金	568,575,000	0	4,826,000	0	573,401,000
1項 共同事業交付金	568,575,000	0	4,826,000	0	573,401,000
1目 高齢医療費共同事業交付金	120,192,000	0	0	0	120,192,000
2目 県政財政共同基金交付金	448,383,000	0	0	0	448,383,000
2項 財産収入	1,000	0	0	0	1,000
1項 財産運用収入	1,000	0	0	0	1,000
1目 利子及び配当金	1,000	0	0	0	1,000
9款 繰入金	299,626,000	2,401,000	1,555,000	△ 348,000	303,234,000
1項 一般会計繰入金	286,444,000	2,401,000	1,555,000	△ 348,000	290,052,000
1目 一般会計繰入金	286,444,000	2,401,000	1,555,000	△ 348,000	290,052,000
2項 保険基金安定繰入金	158,195,000	0	0	0	158,195,000
3項 財政安定基金繰入金	36,902,000	0	0	0	36,902,000
4項 職員給与等繰入金	74,546,000	2,401,000	1,555,000	△ 348,000	78,154,000
5項 その他一般会計繰入金	1,000	0	0	0	1,000
2項 基金繰入金	13,182,000	0	0	0	13,182,000
1目 基金繰入金	13,182,000	0	0	0	13,182,000
10款 繰越金	58,001,000	0	451,412,000	0	509,413,000
1項 繰越金	58,001,000	0	451,412,000	0	509,413,000
1目 繰越金	58,001,000	0	451,412,000	0	509,413,000
11款 繰入金	5,808,000	0	0	0	5,808,000
1項 滞差金、加算金及び過料	5,802,000	0	0	0	5,802,000
1目 滞差金、加算金及び過料	5,802,000	0	0	0	5,802,000
2項 退職被保険者等加算金(取)	300,000	0	0	0	300,000
3目 退職被保険者加算金(取)	1,000	0	0	0	1,000
4目 退職被保険者等加算金(取)	1,000	0	0	0	1,000
2項 滞差金、加算金及び過料	1,000	0	0	0	1,000
1目 滞差金、加算金及び過料	1,000	0	0	0	1,000
3項 繰入金	5,000	0	0	0	5,000
1目 退職被保険者三者納付金	1,000	0	0	0	1,000
2目 退職被保険者三者納付金	1,000	0	0	0	1,000
3目 一般国民健康保険三者納付金	1,000	0	0	0	1,000
4目 退職被保険者等返納金	1,000	0	0	0	1,000
5目 繰入金	1,000	0	0	0	1,000
合計	5,010,125,000	2,401,000	458,326,000	△ 76,303,000	5,394,549,000

※平成26年度国民健康保険特別会計補正予算(第3号)に關しましては、11月27日開催の市議会に上程を予定していますが、内容が人件費のみであること及び補正額が確定していないことから、次の協議まで報告することといたします。

平成26年度 国民健康保険特別会計補正予算(第4号)案【歳出】

(資料1)

歳入予算科目	当初予算	6月補正	9月補正	12月補正	補正後 予算現額
1款 総務費	75,556,000	2,401,000	8,498,000	22,000	86,477,000
1項 総務管理費	66,239,000	2,401,000	3,672,000	△ 56,000	72,256,000
1目 一般管理費	60,683,000	2,401,000	3,672,000	0	66,756,000
2目 通信費	5,556,000	0	0	0	5,556,000
1目 印刷費	9,319,000	0	4,826,000	78,000	14,223,000
2項 保険給付費	3,668,323,000	0	147,700,000	△ 85,620,000	3,460,403,000
1項 療養給付費	2,974,500,000	0	123,500,000	△ 38,000,000	2,739,500,000
1目 一般国民健康保険者療養給付費	2,616,000,000	0	0	△ 38,000,000	2,578,000,000
2目 退職被保険者等療養給付費	324,000,000	0	0	0	324,000,000
3目 一般国民健康保険者療養給付費	21,600,000	0	0	0	21,600,000
4目 退職被保険者等療養給付費	2,400,000	0	0	0	2,400,000
5目 療養給付費	10,500,000	0	0	0	10,500,000
2項 高齢医療費	366,350,000	0	24,200,000	△ 17,620,000	372,930,000
1目 一般国民健康保険者高齢医療費	300,000,000	0	24,200,000	0	324,200,000
2目 退職被保険者等高齢医療費	66,000,000	0	0	△ 17,620,000	48,380,000
3目 一般国民健康保険者高齢医療費	300,000	0	0	0	300,000
4目 退職被保険者等高齢医療費	50,000	0	0	0	50,000
3項 給付金	50,000	0	0	0	50,000
1目 一般国民健康保険者給付金	50,000	0	0	0	50,000
2目 退職被保険者等給付金	50,000	0	0	0	50,000
4項 出産育児費	25,213,000	0	0	0	25,213,000
1目 出産育児一時金	25,200,000	0	0	0	25,200,000
2目 支出手数料	13,000	0	0	0	13,000
5項 祭費	2,160,000	0	0	0	2,160,000
1項 祭費	2,160,000	0	0	0	2,160,000
3款 後期高齢者支援金	662,166,000	0	244,000	0	662,410,000
1項 後期高齢者支援金	662,166,000	0	244,000	0	662,410,000
1目 後期高齢者支援金	662,120,000	0	244,000	0	662,364,000
2目 後期高齢者支援金	46,000	0	0	0	46,000
4款 前期高齢者支援金	493,000	0	37,000	0	530,000
1項 前期高齢者支援金	493,000	0	37,000	0	530,000
1目 前期高齢者支援金	443,000	0	37,000	0	480,000
2目 前期高齢者支援金	40,000	0	0	0	40,000
5款 老人保健費	40,000	0	0	0	40,000
1項 老人保健費	40,000	0	0	0	40,000
1目 老人保健費	10,000	0	0	0	10,000
2目 老人保健費	30,000	0	0	0	30,000
6款 介護納付金	287,003,000	0	301,000	0	287,304,000
1項 介護納付金	287,003,000	0	301,000	0	287,304,000
1目 介護納付金	554,101,000	0	0	0	554,101,000
2項 共同事業支出金	554,101,000	0	0	0	554,101,000
1項 特定医療診察等事業費	48,534,000	0	0	0	48,534,000
2項 特定医療診察等事業費	48,534,000	0	0	0	48,534,000
3項 特定医療診察等事業費	9,452,000	0	0	0	9,452,000
1目 特定医療診察等事業費	3,233,000	0	0	0	3,233,000
2目 特定医療診察等事業費	6,219,000	0	0	0	6,219,000
9款 基金積立金	1,000	0	258,260,000	△ 21,165,000	237,095,000
1項 基金積立金	1,000	0	258,260,000	△ 21,165,000	237,095,000
1目 国民健康保険事業財政調整基金積立金	1,000	0	258,260,000	△ 21,165,000	237,095,000
10款 公債費	1,000	0	0	0	1,000
1項 公債費	1,000	0	0	0	1,000
1目 公債費	1,000	0	0	0	1,000
11款 請支金	4,452,000	0	43,883,000	0	48,335,000
1項 請支金	4,452,000	0	43,883,000	0	48,335,000
1目 請支金	4,452,000	0	43,883,000	0	48,335,000
2項 退職被保険者等療養給付費(取)	2,000,000	0	40,027,000	0	42,027,000
3目 退職被保険者等療養給付費(取)	2,000,000	0	40,027,000	0	42,027,000
2項 滞差金	1,000	0	3,861,000	0	3,862,000
1項 滞差金	1,000	0	3,861,000	0	3,862,000
12款 予備費	1,000	0	0	0	1,000
1項 予備費	1,000	0	0	0	1,000
3目 予備費	1,000	0	0	0	1,000
合計	5,010,125,000	2,401,000	458,326,000	△ 76,303,000	5,394,549,000

滝沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）要綱

第 1 一部改正の趣旨

産科医療補償制度及び出産育児一時金等の見直しが行われ、関係政令等の改正がされること、また葬祭費の併給調整に関する規定が盛り込まれていなかったことから所要の改正を行うものである。

第 2 改正内容

- (1) 出産育児一時金の金額を改める。
- (2) 葬祭費の併給調整に関する規定を盛り込む。

第 3 施行期日等

この条例は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。

滝沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(出産育児一時金)</p> <p>第 3 条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>39万円</u>を支給する。ただし、市長が、健康保険法施行令（大正 15 年勅令第 243 号）第 36 条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに 3 万円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(葬祭費)</p> <p>第 4 条 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う<u>もの</u>に対し、葬祭費として 3 万円を支給する。</p>	<p>(出産育児一時金)</p> <p>第 3 条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>40万 4,000円</u>を支給する。ただし、市長が、健康保険法施行令（大正 15 年勅令第 243 号）第 36 条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに 3 万円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(葬祭費)</p> <p>第 4 条 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う<u>者</u>に対し、葬祭費として 3 万円を支給する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、葬祭費の支給は、同一の死亡につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。</p>

滝沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例

滝沢市国民健康保険条例（昭和34年滝沢村条例第10号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「39万円」を「40万4,000円」に改める。

第4条第1項中「もの」を「者」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、葬祭費の支給は、同一の死亡につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の滝沢市国民健康保険条例第3条の規定は、施行日以降に出産した者に係る出産育児一時金について適用し、同日前に出産した者に係る支給については、なお従前の例による。

滝沢市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則（案）要綱

第 1 一部改正の趣旨

産科医療補償制度及び出産育児一時金等の見直しが行われ、関係政令等の改正がされることから所要の改正を行うものである。

第 2 改正内容

出産育児一時金の加算金額を改める。

第 3 施行期日等

この規則は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。

滝沢市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

現 行	改 正 後
(出産育児一時金の支給)	(出産育児一時金の支給)
第12条 略	第12条 略
2 略	2 略
3 条例第3条第1項に規定する出産育児一時金は、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条ただし書に規定する出産であると認められるときは、 <u>3万円</u> を加算する。	3 条例第3条第1項に規定する出産育児一時金は、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条ただし書に規定する出産であると認められるときは、 <u>1万6千円</u> を加算する。

滝沢市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

滝沢市国民健康保険条例施行規則（昭和52年滝沢村規則第4号）の一部を次のように改正する。

第12条第3項中「3万円」を「1万6千円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成27年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の滝沢市国民健康保険条例施行規則第12条第3項の規定は、施行日以降に出産した者に係る出産育児一時金について適用し、同日前に出産した者に係る支給については、なお従前の例による。